

地方自治体職員向け Q & A

(よく聞かれる質問や自治体からのお問い合わせに対する政府の見解をお答えするもの)

<目次>

1. 保育の実施義務、行政の関与した利用手続き、確認手続き等について

Q 1 - 1) 児童福祉法第 24 条第 1 項は残ることになりますが、市町村の保育実施義務が後退することはないと考えてよいでしょうか。

Q 1 - 2) 支援法の附則で私立保育所については、現行通り市町村が委託費を支払うとされましたが、これは「当分の間」の措置なのでしょうか。

Q 1 - 3) 新制度において、現在の保育所の施設整備費に相当する 4 分の 3 補助の公的支援は確保されるのでしょうか、されないのでしょうか。

Q 1 - 4) 基本的な給付が一体化されることで、建設に係る補助制度はどのようになりますか。

Q 1 - 5) 法施行後は、「市町村が児童福祉法第 24 条に則って保育の実施義務を行うことに基づく措置として、私立保育所については現行どおり、市町村が委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行う。」とされていますが、保育所以外の認定こども園及び幼稚園の利用者負担について、どのような保育料の体系になりますか。

Q 1 - 6) 保育を必要としない子どもについての市町村の受付事務(居住の確認・所得確認等)が増加するのではないのでしょうか。

Q 1 - 7) 保護者が保育料を滞納した場合、保育所及び幼保連携型認定こども園については、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができるとされていますが、発生している滞納金額については自治体が補填しなければならないのでしょうか。

Q 1 - 8) A 市に居住する保護者の子どもが B 市の教育・保育施設に入園する場合、その施設の特定教育・保育施設としての確認は B 市で行うが、子どもの「施設型給付」の受給資格・区分の認定、及び「施設型給付」の支給は A 市で行うということによろしいでしょうか。

Q 1 - 9) 一方、地域型保育ではB市の事業所にA市の子どもが入所する場合、A市の確認が必要であるように読めますが、その理解でよろしいでしょうか(子ども・子育て支援法第43条第2項・第4項)。

2. 認定こども園制度について

Q 2 - 1) 具体的にどの程度の幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行しますか。

Q 2 - 2) 具体的にどの程度の保育所が幼保連携型認定こども園に移行しますか。

Q 2 - 3) 既存の幼稚園型・保育所型・地方裁量型認定こども園について、幼保連携型への移行をどのように進めていくのでしょうか。

Q 2 - 4) 新制度では、地方裁量型認定こども園に対して、しっかり支援がなされるのでしょうか。

Q 2 - 5) 既存の幼稚園型・保育所型・地方裁量型と、幼保連携型で、給付に差を設けるのでしょうか。

Q 2 - 6) 幼保連携型認定こども園への株式会社の参入が見送られたことにより、設置が進まず、待機児童対策につながらないのではないのでしょうか。

Q 2 - 7) 現行制度では設置者が異なり、複数の施設が連携して運営する幼保連携型認定こども園が存在しますが、新制度で単一施設としての新たな幼保連携型認定こども園に移行できるのでしょうか。

Q 2 - 8) 新たな幼保連携型認定こども園の認可等の権限については大都市に権限移譲していますが、幼保連携型以外の3つの類型の認定等の権限については大都市に権限移譲はしないのでしょうか。

Q 2 - 9) 幼稚園教諭免許と保育士資格の一本化を行う予定はあるのでしょうか。

Q 2 - 10) 新制度では、幼保連携型の認定こども園への財政措置を拡充することとされていますが、保育所型の認定こども園についても同様の拡充となりますか。

Q 2 - 11) 現行の認定こども園制度では、幼保連携型と違い、幼稚園の認可を受けてい

ない保育所型では、幼稚園就園奨励費や私学助成が受けることができませんが、改正後はどうなりますか。

Q 2 - 1 2) 現行の公立の保育所並びに認定こども園の運営費は一般財源化により国・県からの保育所運営負担金が受けられませんが、改正後の公立保育所や公立認定こども園では、どうなるのでしょうか。

Q 2 - 1 3) 改正後の認定こども園では、幼稚園と保育園の利用に対する負担のバランスがとれるようにする基準を示す予定はありますか。

Q 2 - 1 4) 新たな幼保連携型認定こども園については、既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけないとした上で、給付については、「施設型給付」として認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付を創設するとされています。この「施設型給付」の制度設計における、具体的な内容はどのようになりますか。

(ex. 現在の幼稚園・保育所の運営費補助制度を踏襲、 全く新たな制度設計、その場合の給付体系、など)

Q 2 - 1 5) 子ども・子育て支援法では、幼稚園は同法第 19 条第 2 号に該当する子どもを預かることができないということになっています。仕事をしている保護者の子どもを預かっている幼稚園が、基準を満たすことができず、認定こども園となれない場合、どうすればよろしいのでしょうか。

Q 2 - 1 6) 既存の幼稚園が、当該幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園を設置した場合には、「幼稚園」という名称を引き続き使用できるとの規定が改正後の認定こども園法にありますが、既存の保育所が、同様に幼保連携型認定こども園を設置する場合は「保育園」という名称を使用することができますか。

3 . 地域子ども・子育て支援事業について

Q 3 - 1) 子ども・子育て支援法第 6 5 条において地域子ども・子育て支援事業に要する費用は市町村の支弁とされています。民間の事業者が、放課後児童健全育成事業を実施する場合に必要な経費については、この規定に基づき市町村が義務負担することになるのでしょうか。そうなるとした場合、事業者に対して市町村が支弁する金額は、国が定めることになるのでしょうか。

Q 3 - 2) 厚生労働省令で示される基準の水準は、放課後児童クラブガイドラインにおい

て示されている基準と同じ程度の水準と考えてよいでしょうか。

Q 3 - 3) 放課後児童健全育成事業について、子ども・子育て支援法、児童福祉法には、利用者負担に関する規定が定められていませんが、利用者負担の考え方、金額等については、各自治体の判断に委ねられることになるのでしょうか。国において、示されるということであれば、どの程度の利用者負担を想定しているのでしょうか。

また、民間の事業者が放課後児童健全育成事業を実施する場合の利用者負担は、事業者が直接保護者から徴収することになるのでしょうか。

Q 3 - 4) 子ども・子育て新システムに関する基本制度（平成24年3月2日少子化社会対策会議決定）によると、放課後児童健全育成事業に係る利用手続きは市町村が定めることとされていますが、利用できる世帯の要件（就労時間、就労日数、保護者が不在となる事由等）については、自治体の裁量により定めることになるのでしょうか。

Q 3 - 5) 市町村は、放課後児童健全育成事業について、確実な利用を確保するため、利用状況を随時把握し、利用についてのあっせん、調整を行うとされていますが、利用の申し込みとそれに対する決定は、民間事業者分の含め、すべて市町村が行うことになるのでしょうか。また、決定行為は、行政処分ではなく、利用者と市町村との契約と解してよいでしょうか。

Q 3 - 6) 地域子ども・子育て支援事業に係る交付金について、子ども・子育て支援法第67条第2項に規定により、都道府県は市町村に交付金を交付することができることとされているが、政令市・中核市も都道府県の交付金を受けることができるのでしょうか。

4. その他

Q 4 - 1) 0.7兆円で処遇改善などの質改善は具体的にどこまで実現できるのでしょうか。

Q 4 - 2) 保育士と幼稚園教諭等の人材の確保策（処遇の改善、復職支援など）についての今後の取組はどうなっているのでしょうか。

Q 4 - 3) 幼稚園の預かり保育に対する財政支援はどのようなのでしょうか。

1. 保育の実施義務、行政の関与した利用手続き、確認手続き等について

Q1 - 1) 児童福祉法第24条第1項は残ることになりますが、市町村の保育実施義務が後退することはないと考えてよいでしょうか。

児童福祉法第24条第1項に規定されている保育所での保育に関しては、新制度の下でも、引き続き、現在の制度と同様に、市町村が保育の実施義務を担うことにしました。

これにより、保護者が保育所での保育を希望する場合は、現在と同様、施設ではなく市町村に申し込み、保護者が市町村と契約して利用する仕組みになります。また、私立保育所に対しては、保育の実施義務を担う市町村から委託費が支払われ、保育料の徴収も市町村が行うこととします。

さらに、第24条第2項の中では、市町村は、保育所以外の保育（認定こども園や小規模保育など）についても必要な保育を確保するための措置を講じなければならないことにしました。

これに加えて、

当分の間、待機児童の有無にかかわらず、すべての市町村で、保育所以外の保育（認定こども園や小規模保育など）を含めたすべての保育について市町村が利用調整を行う

保育の利用を希望する保護者が、市町村の支援を受けても、なお利用が著しく困難である場合には、保育の措置を行うことができることにするなど、市町村の保育に関する責任を更に明確にしました。

こうしたことにより、市町村の保育に関する責任が後退することはなく、保護者が安心して保育を利用できる仕組みになると考えています。

Q1 - 2) 支援法の附則で私立保育所については、現行通り市町村が委託費を支払うとされましたが、これは「当分の間」の措置なのでしょうか。

子ども・子育て支援法では、市町村は、「児童福祉法第24条第1項の規定により保育所において保育を行うため」に私立保育所に対する委託費を支払うことにしています。

児童福祉法第24条第1項に基づく市町村による保育の実施義務は、児童福祉法の本則上に明確に位置付けられています。この規定の位置付けが変わらない限り、委託費として支払う仕組みも変わらず、特段の期限も設けられていません。

Q1 - 3) 新制度において、現在の保育所の施設整備費に相当する4分の3補助の公的支援は確保されるのでしょうか、されないのでしょうか。

保育所の設置は、新規建設だけでなく、賃借も含めた様々な方法が考えられることから、

新しい制度では、保育所の施設基準に基づく整備費用と減価償却費の全国的な状況を勘案し、その一定割合に相当する額を組み込む形で給付費・委託費を設定し、長期にわたって平準化した形で施設整備を支援することにしています。

また、当面、緊急に対応する必要がある 増加する保育需要に対応するための施設の新築や増改築、施設の耐震化、などについては、改正後の児童福祉法の中に交付金による別途の支援について規定しています。

こうした施策の組合せにより、市町村が地域の学校教育・保育の需要に確実に応えることが可能になるように支援していきます。

その際、現行の安心こども基金からの施設整備補助は4分の3が公費による補助となっているので、新制度の実施に当たっては、現行の補助水準を維持することを基本に考えています。

Q 1 - 4) 基本的な給付が一体化されることで、建設に係る補助制度はどのようになりませんか。

「施設型給付」を受ける、特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の施設整備については、それぞれの設置基準に基づく整備費用と減価償却費の全国的状況を勘案し、その一定割合に相当する額を組み込む形で施設型給付費・委託費を設定し、長期にわたって平準化した形で施設整備を支援することを考えています。（具体的な給付水準等については今後検討。）

また、当面、緊急に対応する必要がある、増加する保育需要に対応する施設の増改築などについては、改正法では児童福祉法の中に交付金による別途の支援について規定しています。

さらに、公的貸付制度等も活用し、施設整備の際に必要な資金の調達にも対応できるよう、検討してまいります。

Q 1 - 5) 法施行後は、「市町村が児童福祉法第 24 条に則って保育の実施義務を行うことに基づく措置として、私立保育所については現行どおり、市町村が委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行う。」とされていますが、保育所以外の認定こども園及び幼稚園の利用者負担について、どのような保育料の体系になりますか。

利用者負担の額は、私立保育所、他の施設を問わず、公定価格が基本となります。利用者負担の額については、現在の保育制度と同様に保護者の負担能力に応じた応能負担とすることにしています。その定め方については、国が定める額を基に、市町村が定めることにしています。

国が定める利用者負担に関する具体的な水準については、現在の利用者負担の水準を基

本に今後検討することにしており、これを基にした保育料の水準について、各市町村で検討が行われることとなります。ただし、公立・社会福祉法人立以外の施設につきましては、一定の要件の下で上乗せ徴収が可能な制度とすることとしています。

利用者負担の徴収については、私立保育所以外の施設・事業については、施設等と保護者との利用契約に基づき、施設がこれを徴収することとなります。

なお、「施設型給付」を受けない幼稚園につきましては、現行制度同様、保護者と施設との自由契約の下に保育料等が設定されます。

Q1-6) 保育を必要としない子どもについての市町村の受付事務（居住の確認・所得確認等）が増加するのではないのでしょうか。

子ども・子育て支援法等施行後の市町村事務に係る具体的な手続きは省令事項とされていることから、他の制度における取扱いや現行の取扱いも参考にしつつ、できる限り簡素なものとなるよう、制度施行までに検討することとしています。

Q1-7) 保護者が保育料を滞納した場合、保育所、幼保連携型認定こども園及び家庭的保育等については、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができるかとされていますが、発生している滞納金額については自治体が補填しなければならないのでしょうか。

制度上、自治体に補填義務はありません（なお、自治体が独自に補填することを妨げるものではありません）。

Q1-8) A市に居住する保護者の子どもがB市の教育・保育施設に入園する場合、その施設の特定教育・保育施設としての確認はB市で行うが、子どもの「施設型給付」の受給資格・区分の認定、及び「施設型給付」の支給はA市で行うということによろしいのでしょうか。

ご指摘のとおりです。（子ども・子育て支援法第20条第2項）。

また、給付は個人給付（ ）となりますが、B市にある施設をA市の住民が使用される場合は、その施設がある市町村（B市）において教育・保育施設としての確認を受けていれば、「施設型給付」の支給対象となります。その場合も、給付の支給はA市が行うこととなります。

「施設型給付」は、利用者への個人給付であるが、施設が法定代理受領する仕組みと

なっている。

Q 1 - 9) 一方、地域型保育では B 市の事業所の事業を A 市の子どもが利用する場合、A 市の確認が必要であるように読めますが、その理解でよろしいでしょうか (子ども・子育て支援法第 43 条第 2 項・第 4 項)。

ご指摘のとおり、地域型保育給付については、その確認の効力が確認をした市町村内に限られますので、B 市の事業所の事業を A 市の住民が利用する場合は、当該事業所がある市町村 (B 市) 長の同意を得た上で、A 市として同事業所に対し確認を行い、その上で地域型保育給付の支給を行っていただくこととなります。

2. 認定こども園制度について

Q2 - 1) 具体的にどの程度の幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行しますか。

これまで、幼保連携型認定こども園の設置が十分に進まない理由として、二重行政により事務が煩雑であることなどが指摘されてきました。

こうした点を考慮し、新制度では、

「施設型給付」の創設による認定こども園への給付の一本化

幼保連携型認定こども園の改善による認可・指導監督等の一本化

などを図ることとしていますので、幼保連携型認定こども園の設置を妨げる要因は、大きく解消されると考えられます。

また、幼稚園が幼保連携型認定こども園になるために必要な調理室の設置や保育士資格を持つ職員の配置等についても、調理室の設置の支援や保育教諭の資格の経過措置等を講じることを考えています。

加えて、保育単価設定等によるインセンティブの付与により、幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行を促進していきたいと考えています。

これまでも認定こども園は、利用している保護者や認定を受けた施設から高く評価されています。今回の改正によって、移行の環境が改善されると考えています。

今後、幼稚園から幼保連携型をはじめとする認定こども園への移行を促進し、これまで目標として掲げてきた2000ヶ所をまずは早急に達成したいと考えています。

その上で、具体的な目標については、各市町村の事業計画を策定する際に、それぞれの地域の状況を考慮して将来の教育・保育の提供体制のあり方を地方版子ども・子育て会議等の場で検討いただき、地域のニーズに応えられる体制を構築していただきたいと思います。

Q2 - 2) 具体的にどの程度の保育所が幼保連携型認定こども園に移行しますか。

これまで、幼保連携型認定こども園の設置が十分に進まない理由として、二重行政により事務が煩雑であることなどが指摘されてきました。

こうした点を考慮し、新制度では、

「施設型給付」の創設による認定こども園への給付の一本化

幼保連携型認定こども園の改善による認可・指導監督等の一本化

などを図ることとしていますので、幼保連携型認定こども園の設置を妨げる要因は、大きく解消されると考えられます。

現在の制度では、保育所から幼保連携型認定こども園へ移行するには、幼稚園の認可を得て、学校教育のみの子どもの定員を別に設ける必要がありますが、地域に学校教育のみ

の需要が少ない場合は、移行することが難しい場合があります。

新制度では、保育の必要性の認定を受けない子ども（学校教育のみの子ども）の定員を設けなくても、保育の必要性の認定を受けた子どもに学校教育を行う体制を確保することで、保育所から幼保連携型認定こども園へ移行することが可能になります。

さらに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有を原則とする保育教諭の設置という要件が移行の妨げにならないよう、幼稚園教諭免許の資格に関する経過措置を設けるとともに、併有を促進するための対策を講じることにしています。

保育所から幼保連携型認定こども園への移行は設置者の選択に委ねられていますが、こうしたことにより、移行を促進していきたいと考えています。

これまで認定こども園は、利用している保護者や認定を受けた施設から高く評価されています。今回の改正によって、移行の環境が改善されると考えています。

今後、保育所から幼保連携型をはじめとする認定こども園への移行を促進し、これまで目標として掲げてきた2000ヶ所をまずは早急に達成したいと考えています。

その上で、具体的な目標については、各市町村の事業計画を策定する際に、それぞれの地域の状況を考慮して将来の教育・保育の提供体制のあり方を地方版子ども・子育て会議等の場で検討いただき、地域のニーズに応えられる体制を構築していただきたいと思います。

Q2 - 3) 既存の幼稚園型・保育所型・地方裁量型認定こども園について、幼保連携型への移行をどのように進めていくのでしょうか。

「今後の認定こども園制度の在り方について」(平成21年3月31日認定こども園制度の在り方に関する検討会報告書)では、認定こども園の4類型については将来的には幼保連携型に集約していく方向で進めていくことが望ましいとの考え方が示されています。

これまで、現行の幼保連携型認定こども園については、幼稚園と保育所の双方の認可が必要であるとともに、認可には行政庁の裁量が働くため、施設が基準を満たしていても認可がされないような場合もありました。

新たな幼保連携型認定こども園については、認可基準に適合すれば、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとされていることから、現行制度で指摘されている課題は解消されると考えています。

これに加えて、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを併せ持つ施設としての給付単価の設定等により、幼保連携型認定こども園への移行を促進していきたいと考えています。

Q2 - 4) 新制度では、地方裁量型認定こども園に対して、しっかり支援がなされるのでしょうか。

現在、地方裁量型認定こども園については、特別交付税措置がなされているのみで、国からの補助はありません。

新制度では、地方裁量型認定こども園についても、「施設型給付」の対象となり、現行制度に比べて財政支援が充実することになります。

また、地方裁量型認定こども園が、基準を満たし、幼保連携型認定こども園に移行できるよう、職員の資格の併有促進などの支援をしていく必要があると考えています。

Q 2 - 5) 既存の幼稚園型・保育所型・地方裁量型と、幼保連携型で、給付に差を設けるのでしょうか。

「施設型給付」の額については、今後、制度の施行までに、子ども・子育て会議で議論した上で、定めていくことになります。

その際、学校であり、児童福祉施設である幼保連携型認定こども園と、それ以外の3種類の認定こども園での給付額については、必要とされる職員の人数や資格をはじめとするそれぞれの認可・認定の基準を定めた上で、その基準との関係に留意しながら、関係者で御議論いただきながら検討してまいります。

Q 2 - 6) 幼保連携型認定こども園への株式会社の参入が見送られたことにより、設置が進まず、待機児童対策につながらないのではないのでしょうか。

幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人とされましたが、「二重行政」「財政支援が不十分」といった認定こども園制度の課題が解決されたことにより、その設置が促進されると考えています。

また、保育所、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園については、従来と同様、株式会社を含む多様な主体が設置することができ、それに加えて、保育所の認可制度の改正を行い、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるような仕組みを設けました。

また、小規模保育、家庭的保育等の多様な保育についても、多様な主体が参入できる認可制度の下で安定的な財政支援を行うことにしました。

こうした取組により、それぞれの市町村で、地域の保育需要を把握した上で、多様な施設・事業を組み合わせることで計画的に学校教育・保育の整備を行えるようにしています。

Q 2 - 7) 現行制度では設置者が異なり、複数の施設が連携して運営する幼保連携型認定こども園が存在しますが、新制度で単一施設としての新たな幼保連携型認定こども園に移行できるのでしょうか。

現在の幼保連携型認定こども園は、幼稚園と保育所のそれぞれの設置認可を基盤として、双方の機能を併せ持つものについて認定を行うものであり、異なる法人が設置する両施設が連携し、一体となって運営することで、全体として一つの認定こども園として認定を受けているものもあります。

しかし、新たな幼保連携型認定こども園については、認定こども園制度の二重行政の課題に対応するため、学校教育と保育を一体的に行う単一の施設として制度化するものであり、単一の設置主体によって運営されることが必要になります。

このため、現に複数の法人が設置する両施設が一体的に運営されている旧幼保連携型認定こども園については、改正後の制度施行までに単一の設置主体により設置することができるよう、設置主体を一本化した上で、新たな幼保連携型認定こども園に移行していただくことが原則となります。(公布通知の20頁もご参照下さい。)

円滑に準備、移行が進むよう、法人間の財産の継承等の取扱い等について整理し、別途通知することにしていきます。各都道府県においてもその内容を踏まえ設置者からの相談に適切に応じていただくよう協力をお願いいたします。

Q2 - 8) 新たな幼保連携型認定こども園の認可等の権限については大都市に権限移譲していますが、幼保連携型以外の3つの類型の認定等の権限については大都市に権限移譲はしないのでしょうか。

今回の改正により、新たな幼保連携型認定こども園については、単一の施設として認可・指導監督等を一本化します。この幼保連携型認定こども園は、地方公共団体と調整のうえで提案した、政府案における総合こども園の取扱いにならったものであり、認可・指導監督等の主体については、都道府県を基礎としつつ政令指定都市及び中核市についてはその権限を移譲することとしています。

一方、幼保連携型以外の認定こども園の類型については、国会での法案修正で存続が決まったものであり、従前どおり、権限移譲はせず都道府県が認定を行うこととされています。

Q2 - 9) 幼稚園教諭免許と保育士資格の一本化を行う予定はあるのでしょうか。

新制度でも、学校教育のみを行う幼稚園と保育のみを行う保育所は残るほか、保育士が児童養護施設等の児童福祉施設一般で必要となることは変わらないことから、幼稚園教諭免許制度と保育士資格制度も引き続き存続させることとします。

これまで政府では幼稚園教諭免許と保育士資格の併有を促進してきており、既に8割近くの職員が両方の免許・資格を保有しています。

一方で、

幼稚園教諭と保育士では、制度や所管官庁に違いがあり、現場の方々に負担が生じる可能性があること

両者の資格を併有しない者は、将来的に（ ）、「保育教諭」として幼保連携型認定こども園で働けなくなる見込みであること
などの課題があります。

両制度の一本化を含む保育教諭の資格の在り方については、こうした課題や、教員免許・養成制度の見直し、保育士資格制度の見直しの検討状況等を考慮しつつ、認定こども園法改正法附則第2条第1項の規定に基づき、内閣府・文部科学省・厚生労働省で検討体制を整備し、今後検討してまいります。

改正法では、片方の免許・資格でも保育教諭となれる5年間の経過措置を設定

Q2-10) 新制度では、幼保連携型の認定こども園への財政措置を拡充することとされていますが、保育所型の認定こども園についても同様の拡充となりますか。

新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」を創設することとしています。幼稚園型、保育所型の認可外機能部分及び地方裁量型の認定こども園についても、市町村の確認を受けた上で、「施設型給付」の対象となります。

給付の具体的な単価設定等の詳細は、今後検討していくこととなりますが、幼保連携型認定こども園と同様に、保育所型認定こども園においても、利用者に対し、その利用に応じた給付費が支給されます。

「施設型給付」は利用者への個人給付であるが、施設が法定代理受領する仕組みとなっている。

Q2-11) 現行の認定こども園制度では、幼保連携型と違い、幼稚園の認可を受けていない保育所型では、幼稚園就園奨励費や私学助成が受けることができませんが、改正後はどうなりますか。

新制度では、現在の私学助成の一般補助と、幼稚園就園奨励費補助については、原則として、「施設型給付」に統合され、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付として支給されます。

また、保育所型認定こども園の認可外機能部分についても、「施設型給付」の対象になります。

Q 2 - 1 2) 現行の公立の保育所並びに認定こども園の運営費は一般財源化により国・県からの保育所運営負担金が受けられませんが、改正後の公立保育所や公立認定こども園では、どうなるのでしょうか。

公立施設における「施設型給付」の財源については、現行どおり、市町村が 10/10 負担（都道府県立は、都道府県が 10/10 負担）することとなります。

Q 2 - 1 3) 改正後の認定こども園では、幼稚園と保育園の利用に対する負担のバランスがとれるようにする基準を示す予定はありますか。

利用者負担の額は、私立保育所、他の施設を問わず、公定価格が基本となります。利用者負担の額については、現在の保育制度と同様に保護者の負担能力に応じた応能負担とすることにしています。その定め方については、国が定める額を基に、市町村が定めることにしています。

国が定める利用者負担に関する具体的な水準については、現在の利用者負担の水準を基本に所得階層ごと、認定時間（利用時間）の長短の区分ごとに、今後検討することにしていきますが、幼児期の学校教育に係る利用者負担と、保育に係る利用者負担の関係についても、整合性を図る必要があると考えています。

これを基にした保育料の水準について、各市町村で検討が行われることとなります。

公立・社会福祉法人立以外の施設については、一定の要件の下で上乗せ徴収が可能な制度としている。

その際、各市町村が単独事業として利用者負担を軽減する措置については、現行と同様に、各市町村の判断により行うことを妨げるものではない。

Q 2 - 1 4) 新たな幼保連携型認定こども園については、既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけないとした上で、給付については、「施設型給付」として認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付を創設するとされています。この「施設型給付」の制度設計における、具体的な内容はどのようになりますか。

(ex. 現在の幼稚園・保育所の運営費補助制度を踏襲、全く新たな制度設計、その場合の給付体系、など)

「施設型給付」につきましては、従来の幼稚園に対する私学助成や保育所に対する保育所運営費国庫負担金制度とは異なり、保育の必要性の認定等を受けた子どもが市町村の確認を受けた特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）を利用した際に、保護者に対して個人給付として支給する（実際には施設が代理受領する）ものとなります。

なお、私立保育所については、児童福祉法第 2 4 条に則って市町村が保育の実施義務を

引き続き担うこととしたことに基づく措置として、現在の制度と同じく、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うこととしています。

Q2 - 15) 子ども・子育て支援法では、幼稚園は同法第19条第2号に該当する子どもを預かることができないということになっています。仕事をしている保護者の子どもを預かっている幼稚園が、基準を満たすことができず、認定こども園になれない場合、どうすればよろしいのでしょうか。

新制度では、幼稚園としての運営の場合、標準時間の教育に限っての利用が前提とはなりますが、幼稚園から幼稚園型認定こども園や幼保連携型認定こども園に移行した場合は、通常の施設型給付を受けて、同法第19条第1項第2号に規定する子ども（保育を必要とする満3歳以上の子ども）を受け入れることができるようになります。そのため、調理室の設置の支援や保育教諭の資格の経過措置等を講じること、保育単価設定等によるインセンティブの付与により、幼稚園からの移行を促進していきたいと考えています。

なお、支援法第19条第1項第2号に規定する子どもは、同法第28条第1項第3号の規定に基づき、市町村の判断により幼稚園において特例施設型給付費の支給を受けて標準時間の教育を受けることもできます。

Q2 - 16) 既存の幼稚園が、当該幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園を設置した場合には、「幼稚園」という名称を引き続き使用できるとの規定が改正後の認定こども園法にありますが、既存の保育所が、同様に幼保連携型認定こども園を設置する場合は「保育園」という名称を使用することができますか。

「保育所」、「保育園」という名称についての名称使用制限は、現行の法律の下でも新たな法律の下でもかかっておりませんので、引き続き使用することは差し支えありません。

なお、改正後の認定こども園法の附則第7条の規定は、「幼稚園」という名称について、学校教育法第135条第1項の規定により名称使用制限がかけられているため、幼稚園から幼保連携型認定こども園への円滑な移行を促進する観点から、経過措置として設けているものです。

3. 地域子ども・子育て支援事業について

Q3 - 1) 子ども・子育て支援法第65条において地域子ども・子育て支援事業に要する費用は市町村の支弁とされています。民間の事業者が、放課後児童健全育成事業を実施する場合に必要な経費については、この規定に基づき市町村が義務負担することになるのでしょうか。そうなるとした場合、事業者に対して市町村が支弁する金額は、国が定めることになるのでしょうか。

市町村が放課後児童健全育成事業について、民間の事業者に支弁する金額は、現行制度と同様に市町村が設定することになります。

なお、地域子ども・子育て支援事業は、「施設型給付」等と異なり、義務的経費ではなく、裁量的経費になります。

Q3 - 2) 厚生労働省令で示される基準の水準は、放課後児童クラブガイドラインにおいて示されている基準と同じ程度の水準と考えてよいのでしょうか。

基準の設定にあたっては、

現在の放課後児童クラブの実施状況が、多様な形態で地域の実情に応じて実施されていることを踏まえること

必要に応じて経過措置を設けること

など、現行の運営実態を把握のうえ、その運営が直ちに困難にならないよう配慮していきたいと考えています。

Q3 - 3) 放課後児童健全育成事業について、子ども・子育て支援法、児童福祉法には、利用者負担に関する規定が定められていませんが、利用者負担の考え方、金額等については、各自治体の判断に委ねられることになるのでしょうか。国において、示されるということであれば、どの程度の利用者負担を想定しているのでしょうか。

また、民間の事業者が放課後児童健全育成事業を実施する場合の利用者負担は、事業者が直接保護者から徴収することになるのでしょうか。

市町村（または国、都道府県、市町村以外の者であって、市町村長に届け出を行った者）は、放課後児童健全育成事業の実施主体として、利用者負担（金額・徴収方法）について適切に定めることとなります（現行制度と同様）。

Q3 - 4) 子ども・子育て新システムに関する基本制度（平成24年3月2日少子化社会対策会議決定）によると、放課後児童健全育成事業に係る利用手続きは市町村が定めることとされていますが、利用できる世帯の要件（就労時間、就労日数、保護者が不在となる事由等）については、自治体の裁量により定めることになるのでしょうか。

市町村（または国、都道府県、市町村以外の者であって、市町村長に届け出を行った者）は、放課後児童健全育成事業の実施主体として、利用要件について適切に定めることとなります（現行制度と同様）。

なお、衆議院における附帯決議では、『放課後児童健全育成事業の対象として、保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知すること』とされており、この取扱いについて、子ども・子育て関連3法の公布に係る通知文書に記載して、周知を図っています。

Q3 - 5) 市町村は、放課後児童健全育成事業について、確実な利用を確保するため、利用状況を随時把握し、利用についてのおっせん、調整を行うとされていますが、利用の申し込みとそれに対する決定は、民間事業者分の含め、すべて市町村が行うことになるのでしょうか。また、決定行為は、行政処分ではなく、利用者と市町村との契約と解してよいのでしょうか。

市町村（または国、都道府県、市町村以外の者であって、市町村長に届け出を行った者）は、放課後児童健全育成事業の実施主体として、利用申し込みに対する決定を行うこととなります（現行制度と同様）。

なお、本事業は、個人に着目した利用認定については法定しておらず、利用の申し込みに対する決定行為は、現行制度と同様に、行政処分には当たらないものと解しています（市町村（または民間事業者）と利用者との契約行為）。

Q3 - 6) 地域子ども・子育て支援事業に係る交付金について、子ども・子育て支援法第67条第2項に規定により、都道府県は市町村に交付金を交付することができるとされているが、政令市・中核市も都道府県の交付金を受けられるのでしょうか。

政令市・中核市であっても、一般市町村と同様、都道府県から地域子ども・子育て支援事業に係る交付金を受けられます。（大都市特例なし。）

4. その他

Q4 - 1) 0.7兆円で処遇改善などの質改善は具体的にどこまで実現できるのでしょうか。

子ども・子育て分野については、今回の社会保障・税一体改革の中で「全世代対応」として優先的取組をしていく分野と位置づけ、「0.7兆円程度」を充てることにしています。

このうち、「0.4兆円程度」は、最優先課題である待機児童解消等のため、保育等の量の拡充に要する費用です。

保育等の質の改善のための費用として予定している「0.3兆円程度」の内容は、地域の実情や関係者のご意見等に応じ、優先順位をつけながら、実施段階までに確定したいと考えています。

量の拡充は「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月閣議決定)ベースで算定し、量のピークとなる2017年度末に必要な費用を試算

「子ども・子育てビジョン」は、市町村のニーズ調査を基に、国として必要な量を見込んだもの

民主党・自由民主党・公明党の三党で合意された「社会保障・税一体改革に関する確認書(社会保障部分)」では、「幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力する」旨が盛り込まれた

子ども・子育て支援法の附則に「幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、安定財源確保に努める」との規定が追加された

Q4 - 2) 保育士と幼稚園教諭等の人材の確保策(処遇の改善、復職支援など)についての今後の取組はどうなっているのでしょうか。

教育・保育の質を確保し、保育の量的拡充を行うためには、保育士と幼稚園教諭の人材確保が重要な課題と考えています。

このため、新たな制度の導入前から、

保育士資格を持ちながら保育現場で従事していない、いわゆる潜在保育士の再就職支援による就労促進

認可外保育施設での勤務経験を保育士試験の受験資格として認めることなどによる受験機会の増加

といった取組を推進していくこととしています。

さらに、人材の確保とともに、職場への定着を図るため、職員配置基準の改善のほか、職員のキャリアアップや処遇の改善を含めた教育・保育の質の一層の改善についても、恒久的な財源を確保しつつ、優先順位をつけながら、その実施を図っていきます。

政府においては、今回の法律で盛り込まれた検討規定を受け止め、教育・保育の人材確保策や処遇の改善について更に検討し、取組を進めてまいります。

Q 4 - 3) 幼稚園の預かり保育に対する財政支援はどうなるのでしょうか。

新制度において、幼稚園における預かり保育については、

「保護者の就労」を理由とし、毎日利用されるような形態は、幼稚園が認定こども園に移行し、利用者が市町村から「保育の必要性」の認定を受ける場合には、「施設型給付」の支給対象となります。

一方、それ以外の場合（たとえば、専業主婦の一時的ニーズに対応した預かり等）は、市町村の委託を受けて実施する「一時預かり（地域子ども・子育て支援事業の一類型）」に位置づけることにしています。

なお、施設型給付を受けない幼稚園については、これまで同様、預かり保育を含め、私学助成による財政措置を継続することとしています。一方、市町村から「一時預かり」の委託を受けて実施することも可能です。ただし、預かり保育について、私学助成と市町村からの委託を同時に受けることは想定していません。